

1．件名：「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係る面談」

2．日時：令和3年3月5日(金) 13時30分～14時00分

3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻安全審査官、大岡安全審査専門職、二平係員

日本原燃(株)

鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他5名

5．自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6．その他

提出資料

「次回再処理事業及び廃棄物管理事業変更許可申請に係る確認事項について」

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|--|
| 0:00:01 | 原子力規制庁の田尻です。それではただいまから、日本原燃と農業面談をお諮りしたいと思います。本日の面談は録音して公開するため、発言の際は所属名前を明らかにした上で発言すること、また不開示情報発言した場合は、当該箇所提出あの発言していただけるようお願いいたします。 |
| 0:00:21 | はい、規制庁側の出席者に関してですが、コサク調査官ナカガワ。 |
| 0:00:26 | オオオカニヒラ、イノマタタジリとなっております。 |
| 0:00:30 | 日本原燃開発をする際に出席者を説明した上で、ハセガワをいただければと思います。お願いします。 |
| 0:00:40 | はい。日本原燃のオオバと申します。それでは1件目の時開再処理事業及び廃棄物管理事業変更許可申請に係る確認事項についてということで、ご相談の時間いただきましてありがとうございます。 |
| 0:00:56 | まず本件に関する当社の出席者でございますけれども、再処理事業部の副事業部長のすねスズキ、それから、再処理計画部分からはすね、副部長のハマダ。 |
| 0:01:11 | それからスパーク状のスガワラ、あと栄次郎やっております私オオバ。 |
| 0:01:17 | あと技術部の課長、ミタニ、それから廃棄物管理課の副長ワカマツ、このメンバーで本日対応させていただきたいと思います。 |
| 0:01:28 | それではお手元に |
| 0:01:32 | 資料をあるかと思っておりますけれども、こちらを用いて御説明をさせていただきます。 |
| 0:01:39 | 当社のほうで次回の再処理事業と廃棄物管理事業の変更許可申請、計画してございますけれども、本件に当たりまして、確認させていただきたい事項があるというものでございます。 |
| 0:01:52 | 大きく三つございますけれども、まず一つ目といたしまして有毒ガス防護に係る規則改正の対応。 |
| 0:02:01 | なおにつきましてになりますと(1)は、概要になってございますと簡単に御説明しますと、2017年に1構造設備の基準規則、それからのSAの審査基準を有毒ガス防護に係る影響評価ガイドが施行されまして、 |
| 0:02:18 | この経営を受けましてすね、三つ目のパラグラフに書いてございますように、当社の申請といたしましては、再処理事業所の敷地内外に保管されている有毒化学物質及び敷地内でのタンクローリー等の |
| 0:02:35 | タンクローリー等で輸送される有毒化学物質から有毒ガスが発生した場合の制御室内い等における影響評価を実施をいたしまして有毒ガス防護に係る対応方針の反映を行うという時変更許可申請を予定してございます。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:02:51 | この申請に関しまして、確認したい事項ということで、1 ページ目 (2) に記載を してございます。 |
| 0:02:59 | 有毒ガスのほうのが移動におきましては、制御室や緊対所に加えまして、重 要操作地点における有毒ガス影響評価を行うことが求められております。この 絵と重要操作地点については、Guideそれから訂正の審査基準については、 |
| 0:03:19 | どうぞ。 |
| 0:03:20 | ちょっと訓練放送入っておりますのですいません説明中断させていただきます。 |
| 0:04:18 | 日本原燃オオバです訓練放送終了しましたので、説明続けさせていただき たいと思います。1 ページ目、(2)の確認したい事項でございますけれども、有毒 ガスのガイドでは、衛星業者緊対所に加えまして重要操作地点における有毒 ガス影響評価が求められておりますけれども、 |
| 0:04:36 | この重要操作地点については、外胴及び基準に以下の通り記載されていると いうことが外筒の抜粋もつけておりますけれども、再処理施設においては、こ の 10 セット常設の設備と可搬型の重大事故対応設備の接続をすべて屋内で 行うこととしておりまして、 |
| 0:04:54 | 屋外にこの常設と可搬設備の接続を行う地点がないとでございます。です のでこの場合、重要操作地点は存在しないという解釈でよいかというところを確 認させていただきたいのが有毒ガスの確認点でございます。 |
| 0:05:10 | 続きまして 2 ページ目へ参りまして 2 ポツで、このタジリれると、1 ポツと 2 ぽ つ話違うので 1 ポツだけで話してしまうかと思うんで、ちょっと 1 点確認させて 一応これ回答させていただければと思うんですが、まずなんですが書かれて いる通りなんですが Guide というのはあくまで実用の対策技術、 |
| 0:05:30 | ここでの重大事故等対策を前提に書かれているところがありますので再処理 施設においては当然その施設の特徴等を踏まえながら対応していただく必要 がありますと、 |
| 0:05:39 | 外性の審査基準等で抱えている内容ではあるというのはこちらを当然認識し てるんですが、日本原燃が許可を受けたこの間先日許可を受けた。 |
| 0:05:49 | 変更許可申請においてですねそもそも重大事故等対策に関しては、基準にそ のまま乗ったものというよりはそれよりも膨らまして書いてあるものである とか、自分たちの施設の特徴を踏まえながら対策をとられているところがある かと思います。今ここで書かれてるように接続はすべて屋内で行うこととしてお りっているのは別に基準作った時とかガイド作ったときに、 |
| 0:06:09 | 予定しているものではありませんので、施設の特徴を踏まえた上で、 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:06:14 | 要は、実用炉のほうだとそれが重要であって且つそこでの対策時間等を考慮した上でそこを選定しているだけですので、日本原燃における重大事故等対策の特徴等を踏まえた上で場所に関しては選定していただければと思います。 |
| 0:06:26 | ちょっとご理解いただけたかどうかだけ確認させてください。 |
| 0:06:38 | はい。趣旨は理解いたしました。ご示唆ご回答いただいた内容を踏まえて当社のほうで検討させていただきたいと思います。 |
| 0:06:51 | 規制庁コサクですけれども、 |
| 0:06:55 | 今回確認にこられたのはこの1点では1ポツに関してですね。1点なんですけど、 |
| 0:07:03 | これ以外にもですね、実用炉ではこうなってるけど、再処理施設ではというようなところは幾つかあると思うんですね。そういったところも、ここと同じように言葉じりをとらえてですね、該当しないとか、ここだけでいいんだと。 |
| 0:07:19 | いうふうに思うのではなくて、新基準の許可の話をしたときに、施設の特徴を踏まえてやると。 |
| 0:07:27 | いうことで議論をしたことを踏まえてですね、全般的にエース本社の再処理施設であればどういう対応をとる取ることによって事故対応ができるということになるのかっていうのをよく考えてその内容が説明できるような申請をしてください。以上です。 |
| 0:07:48 | はい、承知いたしました。当社のほうで申請書を作成する際に反映させていただきたいと思います。 |
| 0:07:56 | 規制庁田尻ですそれでは日本2ポツのほうの説明をお願いします。 |
| 0:08:03 | あ、すみません日本原燃鈴木でございます後ろに記載がなくて恐縮でございますけれども、1. 評価の際にはですね、念のためなんですけども、実際にスクリーニング評価に考慮してもよい設備ということで、例えば貿易でAですとか隻。 |
| 0:08:23 | いいんですね、そういったものが決議として、ということであれば考慮してありますけれども、実際の評価の際には、例えば建物ですとか、あとは実際にはその排気塔から放出されるとか、そういったことが設計上考慮をされているところでございますので、 |
| 0:08:40 | そういったところもある意味今再処理施設の特徴を踏まえたということがありましたけれども、それを踏まえた上で、それが評価の中で用いられるということであれば用いてもいいというふうに、こちら解釈をしてございますけどもこの点は特に問題ないと思っておりますが、 |
| 0:08:57 | いかがでしょうか。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:09:00 | 規制庁の田尻です。当対象物がどういったものかにもよると思うんですが申請書上においてそういった要はこの有毒ガスの状態が想定されるときに期待できる機能であるとかそういう設計にされているというのだったら使いますよという説明をされるのはわかるんですけど、何でもかんでも使いますよっていう説明になるとそれはまた意味が違うと思いますので、 |
| 0:09:19 | どういった設備に声をどういった機能を期待するのかでその根拠っていうのはこういうことが期待できるんですよっていうところに関して、申請のタイミングで構わないんですけど説明いただければと思います。 |
| 0:09:30 | ございます。承知いたしました。 |
| 0:09:34 | 規制庁コサクですけども、 |
| 0:09:37 | できると思うんですけど、いかがでしょうかという聞き方はですね、事前相談として面談乗って飛んなならないということは、これまでの面談でもお話ししているので、 |
| 0:09:51 | その点よく認識をして確認事項とは何ぞやというのを自社としての |
| 0:09:58 | 整理、或いは、 |
| 0:09:59 | 悩んでいる事項がどういうことなのか、何で悩んでいるのかというのを明確にしたいと思っていますんではございませんでした。はい。引き受けます他のお2人から繰り返して申し訳ございませんでした。 |
| 0:10:13 | 規制庁コサクですけど、まず発言するときは名乗ってくださいね。 |
| 0:10:19 | はい、それよりスズキでございます。申し訳ございませんでした。 |
| 0:10:24 | 規制庁コサクですけども、それで、先ほどの話もできるできないとかではなくて、 |
| 0:10:30 | 期待をするなら期待をするなりの申請の仕方をするのであって、記載期待するだけの設計をするという方針で申請をされると。 |
| 0:10:40 | ということだと思いますので、申請書として低をなすように整理をして、 |
| 0:10:45 | 準備をしてください。よろしく申し上げます。 |
| 0:10:50 | 日本原燃鈴木でございます。承知いたしました。 |
| 0:10:57 | 規制庁田尻です。それでは2ポツお願いします。 |
| 0:11:01 | はい、日本原燃大場でございますそれでは続けて2ポツを説明させていただきます。2ポツは、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の廃棄物管理施設の供用でございますが、まず(1)で概要ですけれども、20年8月に廃棄物管理施設の新基準の許可を受けまして、 |
| 0:11:21 | 同じ20年の3月に取り下げました。固体廃棄物の最大保管廃棄能力の向上に係る申請について、再申請につきまして、廃棄物管理事業単独で増容量をふやすのではなくて、再処理施設の固体廃棄物貯蔵設備の供用を行うと。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:11:38 | ということといたしましてその変更申請を実施する予定としてございます。具体的には廃棄物管理施設で発生する低レベル廃棄物を再処理の第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系で保管廃棄できるように、 |
| 0:11:53 | 共用を行うということで再処理事業と廃棄物管理事業の変更許可申請を予定してございます。 |
| 0:12:00 | 本件に関しまして確認したい事項ということで、2ページ(2)いいから、三つ記載しております。すみませんまた訓練ホウ素入りしましたので中断させていただきます。 |
| 0:13:48 | 日本原燃大場でございます。訓練放送ありましたので続けさせていただきます。2ページですね予算がですね、すみません。 |
| 0:13:57 | 規制庁の古作ですけども時間が押してますのでづらい資料読んでますから説明は結構です。 |
| 0:14:04 | はい、何か資料以外で言いたいことがあればまずお聞きしますけどありますか。 |
| 0:14:11 | いいですね。はい。資料に書いてある中身だけですので、はいこちらから特に追加はございません。 |
| 0:14:19 | 規制庁コサクですわかりました。 |
| 0:14:23 | 1ポツの(2)のはただ事実関係が書いている当たった経緯なんですけど、一応確認ですが最後に、使用済み燃料の受け入れ及び貯蔵に係る施設からというふうに書かれてるんですけど。 |
| 0:14:39 | これは申請としては第1項申請なんですか第2項申請ですか。 |
| 0:14:47 | はい、日本面のハマダでございます。こちらはすでに時申請 |
| 0:14:53 | 済み、この今回の申請とは関係ない関連しないところですが、こちらについては、 |
| 0:15:01 | 操業施設ということで外筒申請できちんとしたものと考えております。 |
| 0:15:10 | 規制庁コサクです。ちょっと今、音声がかうまく聞き取れなかったんですけど、第1項申請と言われたっていいですか。 |
| 0:15:17 | もう一度繰り返しますが、こちらについては今回の申請のところではわかりませんが、代行申請で申請したものと考えております。 |
| 0:15:25 | 規制庁コサクです。今回の話っていうのが何のことだから全然わかりませんけど、第1項申請ということで計画されているということで理解をしました。 |
| 0:15:34 | で、のところは一部使用承認で進めたいということですけども、これは何の一部というつもりで言われてるんですか。 |
| 0:15:47 | はい、日本原燃の浜田です。こちらについても、第1貯蔵系をさ先行して第1貯蔵系を廃棄物管理失礼します。またしっかり細長いので中断します。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:16:49 | 日本原燃のハマダです訓練放送が終わりましたので、繰り返させていただきます、また再開させていただきます。ご質問のところですけども、今先行使用承認と考えているのは、第1貯蔵系を廃棄物管理施設の |
| 0:17:04 | はい共通答え傷を受け入れるために編集をしますので、そのために |
| 0:17:10 | 低レベル廃棄物貯蔵建屋底部から廃棄物貯蔵建屋の一部について先行して新基準の適すべて行目に潮位を使用したいというところが先行指標の態度という回答だけとしてございます。 |
| 0:17:27 | 具体的には第1貯蔵系という場所の |
| 0:17:31 | についてちょっとコサクですとかの時間がないのでぐだぐだといろんなことをやめてください。はい、やはりわかりました。 |
| 0:17:40 | 今の説明で言うと、新基準適合のもの、 |
| 0:17:45 | 切り離してという意味であれば、別に申請しますと言われてるのに何で切り離す必要があるのかそもそも認可自体が切り離されているはずだと。 |
| 0:17:53 | ということになるので、その点で申請の体系をよく考えて整理を整理した上で申請をしてください。それに応じて新基準の中の一部としてやられるのであれば一部使用承認ですし、これ単品での設工認を出されるのであれば、 |
| 0:18:10 | 一部ではなくなるので、単純に潮間事業者検査使用前確認と、 |
| 0:18:15 | ということになるんじゃないかなというふうに思いますのでどういう枠で申請するかということでもよくお考えください。の後半部分に |
| 0:18:27 | 法制化前の対応として、 |
| 0:18:30 | 書いていたものについて必要はないと考えるということなんですけど、この文章自体の意味合いはなくなっているんですが、一方で新制度の中だとちょっと一部仕様書になるかどうか分かんないんであれですけども、する場合には工事の方法だとか工事の工程の中で、 |
| 0:18:50 | その点の配慮をすることというふうに進めるかということを確認させていただいて、体系を認可を受けた上で使用前確認申請ということになりますのでその点、 |
| 0:19:03 | お気をつけくださいということなんですけども、その点は認識されてるっていう理解でよろしいですか。 |
| 0:19:10 | はい。日本原燃の浜田でございます。はい。ご指摘の点については認識してございます。 |
| 0:19:17 | 規制庁コサクです。その点もですね、まずどういう位置付けでの申請になるかによって、新基準適合のほうの設工認ですと、工事の方法はまず初回なりで大枠として申請をしてしまって、 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:19:34 | 後続はもうそれ以外に言うことはないということで変更なしという扱いになると 思ってるんですけど、そこと今精製をされようとしているものがどういう関係に なるのかっていうことを踏まえながらそこも配慮しないといけないので、 |
| 0:19:51 | 実際にこれ設工認の申請時期がどうなるかわかりませんから、申請するとき には、設工認を申請するときにはその点よくお考えください。 |
| 0:20:03 | はい、日本原燃の浜田です。承知いたしました。 |
| 0:20:09 | 規制庁コサクです。 ですけども、すいません丸にも考えているというだけ で確認事項ないんですけど、一応、 |
| 0:20:17 | こういうことを確認したほうがいいんじゃないのかっていう、こちらの勝手な |
| 0:20:22 | 思い出お伝えをした形になってます も同じなんですけど、この最後に言っ ている安全性に影響を与えないよう強要のみを申請するというのが意味がわか らないので、どういう。 |
| 0:20:38 | つもりでこれを書いたのかということと何が確認事項なのかということを説明し てください。 |
| 0:20:45 | 2行目のハマダでございます。最後のところは前段の文章で |
| 0:20:52 | 3事業のエリアでございますが、新規設備主管である再処理のほうでしっかり 管理すれば、 |
| 0:21:01 | 目次用途廃棄物管理事業の間の影響考えられることはないと考えています ので、 |
| 0:21:09 | 今回、新店舗すいません解決管理施設の変更が大きく影響するという変更で は設備管理である再処理。 |
| 0:21:19 | で、廃棄物管理施設から影響を与えないようにするという意図でここ記載して おります。 |
| 0:21:24 | 規制庁コサクです。説明がていをなしてないので、これで申請して審査会合で 説明するのであれば、もう少し説明ができるように頭を整理をすとかですね 説明者を変えとか、体制をよく考えておいてください。お聞きしてるのは、 |
| 0:21:40 | メインの審査を再処理でやるのは当然それでいいんですけど、廃棄物管理で 共用のみって言われても審査できません。 |
| 0:21:50 | ちゃんと基準にのっとってへ悪影響を与えないことということについては宣言を してください。その上で必要なことっていうのを、添付書類なりその補足説明資 料というところでは再処理で説明しますというふうに言っていただいて構いませ んけども、 |
| 0:22:06 | 履き違えないようにだけよろしくお願いします。 |
| 0:22:10 | よろしいですか。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:22:11 | はい。日本原燃浜田でございます。承知いたしました。ちょっとこの文章が言葉足らずでした値申し訳ありませんでした。 |
| 0:22:20 | 規制庁コサクです。あの文章だけじゃなくて説明も言葉足らずだったのでその点はよく御認識をください。はい、北川です。申し訳ありませんでした。 |
| 0:22:28 | その続きは規制庁コサクです。その次の3ポツはもっとよくわからなくて、申請の考え方について問題ないか確認したいということなんですけど、これまでこの領域について相談を受けたことは1度もなくて、許可を受けたと平気でこの部分を変更をする届け出を出したりとか、 |
| 0:22:47 | そちらのお考えでしっかりと対応取られているので、そのように、これまで通りそちらで考えたらいかがですかと思っているんですけど、何で今回は確認をしてきたんでしょうか。 |
| 0:22:59 | 日本原燃大場でございます。今回こっ確認させていただきたかったのが、事業変更許可申請書の中の予定再処理終了等の数字に未定というふうな記載をするのが今回初めてになるということでこれまで数字を入れておりましたけれども、未定というふうな記載をするということ。 |
| 0:23:19 | については、ご確認をpushしたかったという趣旨でございます。 |
| 0:23:30 | 規制庁コサクです。手話わかりました。と言いつつ、これまでもそんなに先が見えた申請をされてたような気はしないんですけど、これまでそういう状況についてどう手当してるんでしょうか。 |
| 0:23:48 | これまではですね予定再処理数量等は、当社の想定する数量ということで記載をさせていただいてございました。ただただし書きで注記注記です、使用済み燃料の再処理機構が定める実施中期計画に従って再処理を行っていくという注記を記載をさせていただいて、 |
| 0:24:08 | その上でも、当社の想定の数値を入れてございました。ただいま再処理機構の方でこの実施中期計画をに数値を入れたものを今策定をしているという状況がございますので、今回は三つ、すみません。未定ということで、 |
| 0:24:24 | 記載をさせていただくというものでございます。すみません申し遅れました日本原燃がオオバでございます。 |
| 0:24:33 | 規制庁コサクです。出資状況は理解しました。資料の中でも、そこで中期計画で定めればみたいなことを言われてますので、適時適切に対応されればいいと思います。この部分についてですね。 |
| 0:24:50 | 我々は直接良い悪いをいう部分でもなくてそちらの計画を確認させていただくだけです、 |
| 0:25:00 | 事実関係として正しく書いていただければと思います。 |
| 0:25:05 | 日本原燃の大場でございます。承知いたしました。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:25:12 | 規制庁の田尻です。中身としてはこれですべて網羅したかと思うんですけど、日本原燃のほうからほかに何かございますか。日本原燃鈴木でございます。1点、ちょっとここ私の理解不足もあるかもしれない、もしかするとをちょっと |
| 0:25:27 | 議論がかみ合っていなかったのもう1回確認させていただいたんですが、2の共用の です。 わかりやすく言うのですね、実際の第1号系は再処理廃棄物もくそも3事業共用にあります、申請書の書き方で廃棄物の変更許可申請は、 |
| 0:25:45 | MOXの共用、要するにMOXと共用は期待しないで申請させていただきたい。なお且つMOX側はある意味、そういう事務的な話になりますけども、この廃棄物管理の共用の申請は不要と考えるとといったところが実はありまして、その確認でございました。 |
| 0:26:06 | 規制庁の田尻です。多分それはもう今、こないだの許可のときから大体も整理はついている話だと思っていて今更何か新しい話かという、この間の許可のタイミングでもう市のところとの共用改定ただ説明資料としては意識との共用の影響を確認しながらその説明をしているという認識をしているので、 |
| 0:26:25 | そこから何かを変えたいという話ですか。 |
| 0:26:27 | いえ、そうでございます。前年度の比較にございました余計な時間を費やしたという、日本原燃鈴木でございます。申し訳ございません念のための確認でございました。ありがとうございます。 |
| 0:26:38 | 規制庁田尻です。その他に日本原燃から何かありますか。 |
| 0:26:54 | 9よっとこちらからはやっぱり日本原燃大場でございます。日本原燃の方からは以上でございます。 |
| 0:27:01 | 規制庁田尻です。 |
| 0:27:02 | それでは、身近にヒアリングだったら、そこまで振り返られなくても趣旨は理解していただけたかと思うので、これでメンバーの方終了したいと思います。 |
| 0:27:13 | 日本原燃大場でございます。ありがとうございました。 |

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。